第3回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会

平成19年9月13日(木)

【宇賀座長】 それでは、ただいまより第3回住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会を開催いたします。

皆さん、大変お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。 まず、本日の委員の出欠状況等について、事務局からお願いします。

【江畑課長】 本日は上川内委員が欠席でございます。

また、次に総務省側に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。市町 村課理事官の加藤でございます。

【加藤理事官】 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

【江畑課長】 次に、資料の確認をさせていただきます。加藤のほうから。

【加藤理事官】 本日の資料でございますが、資料1から3までということになっております。そのほか参考資料が1枚ございます。資料1が6分冊になっておりまして、全体がヒアリング結果のまとめということになっております。資料1-1が総括のまとめの表でございます。これが4枚。資料1-2から1-6まで、枝番がついておりますが、これが各ヒアリングした団体の個表ということでございまして、2枚ないし3枚の資料ということになっております。この1-2から1-6につきましては、各団体からいろいろ実情を聞いているということもございまして、各団体側のご希望もございますので、委員限りの資料配付とさせていただきたいと存じます。

それから、資料2でございますが、個人情報の取り扱いに係る外部委託契約の内容及び 遵守状況の緊急点検の調査結果についてという調査のまとめでございまして、地方団体へ の通知文2枚ということになっております。その次に資料3でございますが、論点整理の 資料でございまして、8ページものの資料でございます。そのほかに参考資料、表になっ たものが1枚ということでございます。

ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【江畑課長】 それでは、これからの議事は宇賀座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【宇賀座長】 本日の議題はヒアリング結果のまとめについて、委託契約に係る地方公

共団体の緊急点検結果等、そして、ヒアリング結果を踏まえた論点整理となっております。 まず、ヒアリング結果のまとめ及び委託契約に係る地方公共団体の緊急点検結果等について、事務局からまとめて説明をお願いします。

【加藤理事官】 それではまず、私のほうから資料1につきまして、ご説明させていただきたいと存じます。

先ほどとかさばりますが、資料1、1から6までございますが、お手元におとりいただければと存じます。資料1が6分冊ということでございます。ヒアリングにつきましては、前回第2回のこの検討会の場におきまして実施させていただきました。市町村2団体、東京都の清瀬市と福岡県の大刀洗町、ベンダー・富士通さんということで、3団体からお話をお聞きしました。それに加えまして、事務局のほうで市町村を2団体、ベンダーさん、もう1団体を追加して補充、団体数を増やした形で聞かせていただきました。各団体なりベンダーさんなり個別の事情もあろうかと思いましたので、幾つかサンプル数を増やしたほうがということがございまして、聞かせていただいたわけでございます。結果、市町村につきましては4団体、ベンダーが2団体ということになっております。

資料1-2から1-6までが、各団体ごとのヒアリング項目、回答概要につきまして、まとめさせていただいたものでございます。これにつきましては、時間の関係上、個別の説明は控えさせていただきますが、資料1-1の総括表に基づきまして、どんなことであったかというご説明をさせていただきたいと存じます。1-2以下につきましては、適宜ご参照いただければと思います。

資料1-1でございます。まず、市町村4団体分の結果につきましてまとめております。 左側がヒアリング事項、聞いた内容でございまして、右側が回答の概要をまとめたもので ございます。順次ご説明いたしますと、まず1番、セキュリティ確保のための措置の規定 があるかどうかということでございます。回答といたしまして、どの団体におきましても、 条例・セキュリティポリシーの中で確保措置を規定していると。そうした規定内容を踏ま えまして、具体的に遵守すべき事項を契約の中に落として規定しているということでござ いました。

2で、そのセキュリティ基準遵守のためのチェックの状況ということでございます。権限といたしましては、立ち入り調査をはじめといたしまして、チェックができるということになっておりますが、実際には必ずしも行っていないということで、チェックが十分行われていると言いがたいのではないかということでございました。

3番目、データ統合などの処理業務を市町村職員が直接処理する可能性はどうかという ことでございましたが、専門性、効率性の観点から困難という回答でございました。

4番目、委託先の選定基準の内容でございます。認証取得などのセキュリティ対策の状況、あるいはサポート体制といったことを考慮して決定ということでございます。ただ、これは個別の団体なりの回答の部分でもございますが、地域によっては事実上、事業者が限られるということで、なかなか選択する余地がないという率直なご回答もあったということでございます。

5番、データ処理の場所でございます。市町村が指定する場所、基本的に庁舎内という ことになりますが、ここで行うことは原則というのが答えのメインということになります。 ただ、例外的に事業者の作業所で処理することもあると。契約に明示しているということ が通常なわけですが、実際は個別に取り決めることもあるという回答もございました。

4番目はそうはいってもということですが、作業員の自宅等における処理はさすがに認めていない、そういう団体はなかったということでございます。

6番、作業場所の管理でございます。契約上、作業場所の管理につきましては、規定した上で市町村の職員による立ち会いが行われていると、これが通常ということでございました。ただ、人員配置の問題、あるいは実際上、立ち会いという形でなくても目視できる、目が行き届くということをもって立ち会いを行っていないという団体も見られたということでございます。

あと時間の関係ということで、深夜帯などは立ち会わない、あるいは必要に応じて立ち会うという回答の団体もございました。場所につきましては、厳格な入退室管理を行っているのが通常であるということでございましたが、実態的に目が行き届くとか、先ほど同様でございますが、把握できるということで、必ずしも厳格でない団体もあったということでございます。

7番、作業員の特定でございます。作業予定者のリストを事前通告あるいは提示を受けるということ、さらに実際上、社員証、名札とかをつけてもらうということでメンバー、 作業員の特定を行っているということでございました。

こういった方法につきましては、契約にきちんと定めている場合、あるいは定めていないんですが、事実上、そういうふうな形で行われているという団体、双方がございました。

8番でございます。コピー、持ち出しに関する規制の有無、その方法ということでございます。条例あるいは契約によりまして規制しているという団体が通常だったかと存じま

す。操作ログの記録等の確認等によりまして、持ち出しがあるかないかとか、そういった チェックも行っているということでございました。

次の9番でございます。委託業務終了後のデータ返還・抹消の確認方法という内容でございますが、答えでございますが、契約上、データの返還や廃棄が定められているということでございまして、実際上、作業報告書によりまして連絡を受けるということになっている団体が通常ということでございました。

次の10番でございますが、処理業務における再委託の有無、あるいは再委託業者に対する管理の方法はどうかということでございました。4団体ということでございますが、 再委託を行っていない団体、もともとそもそもそれはないという団体が2団体ございました。

その下は再委託しているということでございますが、実際上、処理業者と保守業務などベンダーで対応できない場合があるためということで、そもそもが契約の構成上、再委託を前提にやっているという団体もございました。そうした団体につきまして、再委託を行う場合、どうしているかということでございますが、事前申請でさらに承認ということになりますが、そういったことを行わせているということが見受けられたということでございました。

その下、そうした場合の再委託業者の管理ということでございますが、そこから出たということで、基本的には委託業者が行っていただくということでございまして、ただ、ここに書いてございませんが、誓約書等を市町村の側に提出させたりして、市町村と結びつきも持たせているというご回答もございました。

次、1枚めくっていただいて2ページでございます。

11番、派遣職員活用の有無あるいは管理方法ということです。派遣職員につきましては、活用していない団体が多かったということでございます。活用している団体もあるわけでございますが、こういう種類の場合も職員立ち会いのもとに作業、入退室管理等も行っていると。私物の持ち込み等も規制しているということでございまして、派遣職員を活用している場合も、基本的には業者に対するものと同様ということが見てとれたということでございます。

12番、委託業者において派遣職員を活用しているかどうかということでございます。 これにつきましても活用していない団体が多いということでございます。活用している団体におきましては、派遣元の身分を明確にいたしまして、実際の業務内容、どういう体制

で行うのかということにつきまして報告を受けているということでございました。

13番、再委託でございますが、これを全面的に仮に禁止するとした場合、その影響はどうでしょうかという問いでございます。特に問題ないというご回答をいただいた団体もございましたが、結局、大企業に限られるとか、あるいは地理的な条件ということも出てまいりますので、その関係で迅速なサービスが受けられるかどうかということで懸念を示すという団体、回答もあったということでございます。

その場合の工夫、対応としまして、大企業が中心ということになりますが、大企業と地元企業がJVをつくって契約の主体となる、こういうやり方もあるではないかと。それによって有効な手段、対応ができるのではないかという、これは先をにらんだご回答でございますが、そういう意見もあったということでございます。

14番、条例、契約違反の場合のペナルティの有無、ペナルティの規定の仕方、あるいは内容ということでございますが、個人情報保護条例における罰則を設けている団体があったということでございます。2つ目、損害賠償につきましても、契約上に入れているという団体が多かったということでございます。そのほかこれも契約に基づく責任ということになるかと思いますが、入札参加資格の停止措置をその後とられるようになっているという回答もございました。

最後、市町村分の15番でございますが、幾つか特徴的な意見を挙げさせていただきますと、3つほど右側に書いてございますが、委託業者の作業内容を職員が実際にチェック、記録すると。それをきちんとルール化できないかということでございますが、実際の職員の知識、技術といったことを考えますと、一般的にはなかなか難しいのかなという回答。

2つ目でございますが、セキュリティ監査やシステム監査が必要であると。ただし、な かなか実際上、財政面の制約等もありまして難しい面があるんじゃないかというお答えも ございました。

データ持ち出しをする際の暗号化がかなり必要、効果的ではないかということでございました。ただし、コストもかかりますし、データ破損の可能性も通常よりは出てくるということで、その辺の考慮が必要だろうという回答でございました。

これが市町村分でございまして、次に、1枚めくっていただきまして、ベンダー分が3ページから4ページということでございます。ヒアリング事項につきましては、市町村分と同様のことが書いてございます。一部ベンダーに特有な部分もございます。

同様の構成になっておりまして、1番でセキュリティ確保とか遵守事項がどういうふう

に社内で定められていますかということでございますが、社内情報の取り扱いを定めた大 もとの情報管理規程がありまして、その下に個人情報に関する規程を設けているというご 回答でございました。

2番、そういった社内的な規程、取り決めがどういうふうに実際の業務の中で反映されているのかということでございます。契約締結に際して、そういった規程から出てくる基本的な条項を契約の中に盛り込んでいるということでございます。作業メンバーへの教育とか作業の中で実際の場所の指定、入退室管理、アクセスコントロール等によりまして担保しているという回答です。

3番、市町村合併に伴うデータ移行。今回の事件の舞台ということになりますが、そういった際の作業体制ということでございまして、これは個々に出てまいりますが、概要としましては、地方公共団体の規模あるいは求められた移行、作業の期間によって異なるということでございました。

4番、市町村との委託なり請負の契約を本支店のどちらが行って、どういう責任形態になるのかということでございます。ヒアリングいたしましたベンダーはいずれも大手ということでございますので、契約は支社、支店で行っていると。当然、契約の責任主体ということになりますと、これは法人としての会社だということでございました。

5番、支社、支店の契約締結や業務実施に当たりまして、社内の規程が遵守されているかどうかについてのチェック体制ということでございました。子会社、関連会社の場合を含めてということでございますが、右側の回答といたしまして、支社・支店の契約でありましても、きちんとチェックは行っているということでございまして、本社スタッフとの連携によっても、その辺が図られているということでございました。契約の主体が関係会社の場合、これはもう会社単位ということで、それぞれの規程によるわけでございますが、会社本体から委託、これの場合だと再委託ということになりますが、その場合には会社本体の規程の適用もあるということでございました。

子会社・関連会社につきましては、自主点検、こういった指導を図っているということ でございまして、本社から仕事を出す場合には立ち入り監査等によりまして、統制を図っ ているということでございます。

6番、作業場所の確保方法でございますが、個人情報を取り扱う作業ということでございますと、基本的には市町村も含めてということでございますが、顧客の側で作業場所を確保していただくということでございます。

7番、そうはいってもということで、庁舎内で作業ができない場合の作業場所ということでございます。1番目は上と同じで庁舎内作業ということでございますが、いろいろな状況がございますので、顧客と同意の上、セキュリティの確保される場所で行うこともあるということでございます。

8番、作業管理者でございますが、マネージャー、幹部職員、管理職員ということでご ざいます。

9番、作業員を特定するための対策でございますが、市町村分とも整合的な回答という ことになりますが、名簿を顧客に提示する、顧客の入退室管理のもとに作業を実施してい るということでございます。

10番、いろいろ流出事案が出てきてしまっているわけなんですが、被害縮小のために暗号化などの対策を行っているのかどうか、行っている場合にどういうものなのかということでございます。これの回答といたしましては、原則として基本的には前の回答とも重なるわけですが、顧客先で作業を実施する、持ち出さない、それがベースのやり方だということでございますので、そもそも暗号化以前の問題ということでございました。どうしても持ち出しが必要という場合にも、それについては動かしていいというか、加工してもらうのは顧客のほうにおいてやってもらうということでございます。どうしてもという場合に、最後の段階で暗号化の措置がベンダーの側としては出てくるというご回答でございます。

次の4ページでございますが、11番、移行作業に伴いましてバックアップをどの程度 頻繁にやっているのか、あるいはバックアップの制限についてどうでしょうかという問い でございます。データのバックアップの頻度はいろいろな状況によってさまざまだという ことが回答の1番目でございます。先ほどともかかわりますが、顧客先で作業ということ でございまして、バックアップ作業は顧客の側の話ということで特段の整理は行っていな いというお答えでございました。データ保存の観点から、ベンダーの側から見てバックア ップの制限はなかなか難しいのではないかという回答もございました。

12番、データの返還・抹消の確認ということでございますが、これは終了後、顧客の立ち会いのもとに返却ないし消去を行うということでございます。

13番、再委託、再々委託が一般的に行われているかどうか。これは業界の仕事のやり 方としてどうなのかということで聞いたわけでございます。あるいは派遣社員の問題等を 聞いたわけでございますが、答えとしましては、これは顧客との契約によるということで、 なかなか全体がどうだという回答は差し控えるということでございました。

次の14番でございますが、再委託する場合の要件等の定めということでございます。 顧客との契約にもよるというのが大前提でございますが、基本的に再委託に出す会社の側 で情報管理を義務づけた契約を締結するようにしていると。再委託先に対しまして教育な り情報セキュリティ監査を実施しているということでございました。

最後、15番でございますが、再委託、再々委託を禁止した場合に、どのような問題が 生じますか、対応はどうしますかということでございます。禁止ということになりますと、 人員の問題によっては請け負えない契約に手を挙げられないという状況が発生する可能性 があるということでございました。これは2番目、地方団体の問題という面もございます が、地場産業振興の観点から、地場の業者を使うと、それとの協業ということがある意味、 条件になっているというところがございますが、これがやりにくくなるんじゃないかと。

最後、3番目でございますが、この対応といたしまして、コンソーシアム契約とかあるいは業務を細分化した形で地方団体から契約なり委託を出してもらえばいいんじゃないかということもございますが、これはなかなか顧客側、地方団体の側で煩雑になって大変なのではないかということで、どうなのかなという回答だったということでございます。

ちょっと超過いたしましたが、以上でございます。

【井上地域情報政策室長】 それでは、資料2に基づきまして、個人情報の取り扱いに係る外部委託の契約の内容及び遵守状況の緊急点検の調査結果について、ご報告いたします。

愛媛県の愛南町の事案の後、その事案について判明した課題ということで3つあろうかと思います。1つは委託先事業者による無断での再委託。2番目はデータの無断持ち出し。 3番目が終了後のデータの返還、廃棄の不徹底ということでございます。

それを受けまして、総務省といたしまして緊急点検を実施したということでございます。 その内容ですが、資料2の調査結果というところを見ていただければと思いますが、先ほど申し上げた3つの事項、再委託の禁止、作業場所の特定、終了後の情報資産の返還、廃棄等の義務づけの3つの項目それぞれにつきまして、都道府県、市町村の各団体が契約上の明記がない契約が1つでもあった自治体、地方公共団体の数をここに書いております。 ここにありますように、都道府県が各項目において市町村に比べて高いという結果が出ておりまして、例えば、作業場所の特定につきましては、41団体、87%が契約上明記していない契約が1つでもあったということでございます。 次に(2)ですが、契約上の明記の有無にかかわらず、実際に遵守されているかどうかということを調査いたしました。次のページにございますが、委託先の状況と再委託先の状況それぞれがございます。これにつきましては、契約上の明記がない契約の場合よりも総じてパーセンテージは低くなっておりますが、都道府県において、市町村よりも高いという結果が出ております。

次の見直し状況ということでございますが、以上、総じて言えることは多くの団体においては、契約書上、明記されていない契約であっても、実際の運用上の取り組みによって遵守するという構図になっているのかなということでございます。しかしながら、個人情報保護の実効性を一層確保するためには、契約書上の見直しという改善策が非常に重要になってくるかと思います。したがいまして、こういった対応についての徹底を図っていく必要があるのかなと考えております。

総務省の今後の施策ということでございますが、今年度、こういった調査結果を踏まえつつ、地方公共団体における外部委託管理のあり方について調査を実施していきたいと考えております。

以上です。

【宇賀座長】 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見などございましたら、お願いします。

【稲垣委員】 資料2の報告についてですが、調査結果1の(2)の調査結果について、特に②の作業場所の特定に関してですが、都道府県と市町村の間に差があるわけですが、この原因についてはどんなふうに考えたらいいんでしょうか。つまり、例えばシステムの規模とかありようとか、かかわるベンダーの教育レベルとか、あるいは職員の能力とか、あるいは開発手順が違うとか、いろいろなことが考えられると思うんですけれども、コントロールに結びつけて考えると、主体の側、つまり自治体とベンダーの側に何か違いがあるのか。それから、対象の取り扱うシステムとの関係で、こういう違いがあるので、こういう結果に影響を及ぼしているとか、その辺がもしあれば、ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

【井上地域情報政策室長】 いろいろな要因が考えられると思うんですが、都道府県と 市町村では扱う情報が若干違うのかなと。市町村のほうがより個人情報を扱う場面が多い ということが、こういった全体の傾向として、都道府県のほうの取り組みが市町村よりも おくれている背景にあるのかと、ここは推察ですけれども、そのように見ています。 【稲垣委員】 それは扱う情報に個人情報の割合が市町村のほうが高いから、ベンダー、 自治体側が注意のレベルが上がっていてというふうに考えていくということですか。

【井上地域情報政策室長】 そういうことです。ただ、ご指摘のとおり、市町村については1,800ほどあるわけですから、市町村の中でもその対応というのはもちろん差があるとは考えておりますが、ただ、都道府県と比較すると個人情報を扱う場面が多いということで、そこについての対応は進めているということがあるのかなということです。

【望月企画官】 今回、1つでも契約書で守っていないものがある場合はだめですよと 出てくるわけです。

【井上地域情報政策室長】 はい。

【望月企画官】 例えば、市町村に比べて都道府県のほうがそもそも契約の数が多いと かそういうことはないですか。

【井上地域情報政策室長】 そこもあるかもしれないですね。ただ、契約の数が多いと、 市町村のほうがパーセンテージは高くなる可能性はあるわけです。

【宇賀座長】 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【川田委員】 ちょっと基本的なデータの見方についての質問なんですが、(2)のケース、説明があったかもしれませんが、上記事項が実際に遵守されているか否かという質問の立て方なので、ちょっと気になっていたんですが、これは条項がある場合もない場合も、全体を分母としている。

【井上地域情報政策室長】 そういうことです。

【川田委員】 要するにこういう再委託が1件でもあるケースをとにかく取り上げるとか、あるいは2番でしたら、庁舎外に情報を持ち出したケースが1件でもある場合ということになるわけですか。

【井上地域情報政策室長】 そういうことです。

【川田委員】 ちなみに③の場合には返還を受けていないケースがあるということですか。

【井上地域情報政策室長】 そういうことです。

【江畑課長】 持ち出したけれども、返還を受けていないということなんですか。

【井上地域情報政策室長】 いやいや、そうではなくて、ベンダーが個人情報を使って作業をしたと。ただ、終了後はそれを返還するということが求められるわけですが、それ

がなされていない場合ということです。

【後藤委員】 現場のほうの立場で補足的にご説明申し上げます。今、ご質問がございました情報資産の返還とか廃棄の義務づけというのは、一般的に委託処理を外部にした場合も行われているとご理解していただいたほうがいいと思います。それは情報処理を委託をした成果物として納品をしている、結果的に返ってきているとむしろご理解をいただいたほうがいいと思います。ただし、契約上の規定の中で、明確に貸与した資料について返還を義務づけるとか廃棄を確実にするということの義務づけをするということが、契約上の条項としてあるのかないのかということのご質問についてのお答えの結果だと私は理解をしたいと思います。

それから、先ほど稲垣先生からご質問がございました、都道府県と市町村の差があると。 実態的にもご指摘のとおりなんだろうと思うんですが、まず1点、都道府県が直接その個人の情報を処理する事務が、市町村に比べると格段に少のうございます。例えば、税の関係でいいますと、一番端的な例で言うと、おそらく自動車税ぐらいしか思い浮かばないんです。それに対して市町村というのは、市民税、固定資産税、さまざまございます。こういうところの違いはまず1つございます。その上で行政組織としての規模の違いもございますので、都道府県においては、もっぱら情報処理を行う部門を内部に持っているところがかなり多いかなと。それに対して市町村、特に行政規模が小さくなりますと、そういう内部の専門職員による処理体制を組織として持っていない。結果として、外部に委託をせざるを得ないところの割合が増えてくるということの状況がございますので、1点、申し上げておきたいと思います。

【宇賀座長】 はい。

【稲垣委員】 後藤さんに委員間での議論は後でしなければいけないかと思って、ちょっと差し控えたんですが、ぜひ後藤さんに関連で教えていただきたいんですが、今後、コントロールを考える上で、調査結果の(2)の遵守状況の点検の、委託先の状況の②のところが、作業場所の特定の問題については、市町村のほうが特定しているところが多いわけですね。つまり一生懸命やって、運用上成果も上がっていると。都道府県のほうが、むしろこのコントロール違反が多いというのは、何か影響、つまり原因として考えられるものが何かあれば、教えていただけますか。

【後藤委員】 わかりました。これも私の推測でございますが、先ほども申し上げましたように、まず個人情報の処理の委託をするということ自体が、例として少ないというこ

とがまず背景の1つでございます。

【稲垣委員】 都道府県のほうが。

【後藤委員】 はい。内容も市町村の場合にはかなり広範囲でございまして、特に、今回問題のきっかけになりましたような、例えば1つの合併に伴うシステムの統合、こういう業務ですと全データを持って、かなり作業規模の大きな作業になりますし、その重要性にかんがみまして、より市町村のほうもそれなりの意識はしている。結果として、それが作業場所についても特定をしていくということの結果になっているのではないのかなと推測をいたします。

【稲垣委員】 頼もしいですね。

【後藤委員】 はい。

【宇賀座長】 ほか、いかがでしょうか。

それでは、よろしければ、次の議題に移りたいと思います。論点の整理について、事務 局から説明をお願いします。

【加藤理事官】 それでは、資料3に基づきましてご説明申し上げます。資料3をお手元におとりいただきたいと存じます。

住民基本台帳に係る電算処理委託等に関する論点の整理ということでございます。前回、第2回で出させていただきました論点の資料でございまして、それに今までのヒアリングの結果、あるいはいただいたご意見等踏まえまして、このように考えたらいいのじゃないかというものを整理として示してみたというものでございます。もっとも近隣の諸法制との関係でございますとか、他の制度とのバランスということもございまして、詳細につきましては、まだまだ詰めなければならないことが多うございますが、ここまでのことができるかどうかということで、トライアル的なものも含めて、やや踏み込んで記載させていただいた面もございます。大いにご議論いただければと存じます。順次ご説明させていただきます。

まず、1ページでございまして、1番といたしまして、情報流出を防止する対策を考える上で留意すべき点についてということで、今回の事案を含めまして総論的にどういうふうなことを考えるのかということでございます。1つ目の丸の論点でございますが、既存の措置があったにもかかわらず、今回、住民基本台帳に係る情報流出が食いとめられなかったことについてどう考えるのか。手続き遵守が十分でなかったのか、規制の内容が十分でなかったのか、あるいは既存の措置が及んでいないものだったのかということでござい

ます。

これにつきまして、実際の事実の認識、どうとらえるか、把握するかという部分が中心になりますが、点線の中に考え方を示しております。大きく2つ、認識の把握としてあるんだろうということでございまして、まず1つ目、市町村側の問題ということでございます。市町村につきましては、住基法に基づく技術的な基準、大臣告示でございます。そのほかに「地方公共団体における個人情報保護対策について」、これは個人情報保護についての通知でございますが、条例等を設けてやりなさいということを規定すべきではないかという通知でございますが、さらに「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、こうしたものを国の側なりで示させていただきまして、これらに沿った対応を促しているということでございます。

こうした条例、セキュリティポリシーにこうしたものがきちんと落とされて実施、遵守 されれば、市町村側のとるべき措置、規制としては十分と言えるのかどうかということが まずあるんだろうということでございます。

下に点で個別に書いてございます。この辺の内容が十分だったのか、契約についても配慮が行き届いていたのか、チェックはどうだったのかということでございます。

同様に事業者側の問題ということが下でございまして、事業者側にどういう問題があったのだろうかということでございまして、今回の事案につきましては、再委託の承認手続きが履行されていなかったということ。委託業者から再委託業者に対して、契約事項遵守の不徹底があったのではないか。3番目に、再委託業者におけるセキュリティ確保の不備があったのではないか、在宅業務を前提とした勤務体制ということが問題としてあったのではないかということです。それと続きということになりますが、自宅パソコンへの不正コピーがあったということでございます。それに最後、一番下でございますが、ファイル交換ソフトのインストール、ウイルス感染ということがいろいろ重なりまして、情報が流出していったということでございます。この際、このファイル交換ソフトのインストールとかその辺については、実際の作業をしている従業員等、認識があったかどうか、ここは見解は分かれるところかと思いますが、少なくともインターネットを通じて自分のパソコンに入れてしまった、ここの認識はあったんだろうということでございます。

全体として把握できるのはそうした内容かと思いますが、次の2ページでございまして、 それを受けましてどういう考え方でいくのかというところでございますが、1つ上のほう でございますが、まずは市町村における十分なセキュリティ確保措置と遵守についてのチ ェックの強化ということが、浮かぶこととしてまず第1にあるんだろうということでございます。措置の内容、遵守のチェック強化ということです。

次に、委託先事業者側においてでございますが、事業者としての十分なセキュリティ確保措置と、事業者の側になりますので契約事項ということになりますが、この遵守で、当然、使っています従業員を通じた遵守の徹底が必要なんだろうということです。

こういった対応を市町村側、あるいは事業者側双方に徹底なり、やり方をきちんとするということが求められるわけですが、これらに加えてということが3つ目でございまして、特に住基法なりの問題といたしまして、市町村が必要とするセキュリティ確保につきまして、法令に基づく行為規制を含む遵守のための担保措置の強化、実効性確保が必要かどうかということでございます。一番上のように、市町村においてこういう対応が強化していくべきだろうということでございますが、その措置につきましてどのぐらいのグレード、レベルでやっていくのか、それを上げるかどうかということでございます。

それが1つ目の論点の整理でございまして、2つ目でございます。委託、再委託等につきましてどう考えるのか、その違い、それらをひっくるめて市町村の職員が直接行う場合と、情報流出防止という観点からどのような差異があると考えるのか、認識するのかということでございます。考え方、点線内でございますが、再委託につきましては、市町村の関与が間接的なものになってしまう、どうしても間に媒介物が入ってしまうということでございまして、市町村との契約で遵守事項を義務づける、遵守事項を規定していくということもございますが、それがなかなか完全には困難な面があるのかなということでございまして、個人情報保護という観点からは慎重な対応も必要ではないかということでございます。

2つ目でございますが、市町村が例外的に再委託、どうしてもやらなくてはいけない場合ということもいろいろ聞いているとあるやに伺えるわけでございますが、その場合にも再委託業者におきまして、直接、市町村と結んでいる委託業者と同様のセキュリティを確保するような規制が必要になってくるのではないかということでございます。

3番目、直接処理でございますが、ヒアリングの結果からもそもそも実際上、それをやるというのは困難ではないかということでございます。仮にやるといたしましても、委託等の場合には、いろいろ契約等によりますセキュリティ確保のための遵守事項を定めるわけでございますが、職員と同様の行為規制があわせて必要と。これは委託に出す場合でございますが、そういうことでレベルは合わせる必要があるだろうということでございます。

3番目の論点でございます。ファイル交換ソフトを通じて情報漏えいがあったと、どうすれば防止できるか。ファイル交換ソフトの危険性というか、問題点を踏まえた論点でございます。これは月並みな整理でございますが、そもそも住基情報がファイル交換ソフトと接触しない、タッチしないという形の隔離が必要だろうということになるのかと思います。そうしたことを考えますと、指定場所での処理、許可を得ないコピー、データ持ち出しを禁止する、あるいはログ管理の徹底ということを図っていく必要があるのではないかということでございます。関連して暗号化処理もいろいろあり得るかと思うんですが、暗号化処理につきましても完全でないということで括弧書きをつけさせていただいております。

その次の論点でございますが、住民基本台帳という重要な個人情報でございますが、これに係るシステムの運用を業務として行っているという専門家が引き起こしたことについて、どう考えて受けとめるのかという論点でございます。

次の3ページに考え方を書いてございますが、基本的な認識といたしましては、厳格に 規律された管理の要素が強い意味合いを帯びる住基情報ということでございますので、そ れを扱う専門家としては、適正にきちんと取り扱っていただく、取り扱うべきだ、そうい う責務を負っていると考えられるのではないかということでございます。

そういうふうなことでございますので、概念上、そういう整理ができるのではないかということから、実定法上、単に契約上の義務にとどまらず、法令に基づいた行為の規制に服させるということで、セキュリティ確保の責務の履行をより確実にさせる必要があるのではないかという認識を書かせていただいております。

次に、IIになります。実効性のある対策についてということで、どういった行為を考え 方として規制していくべきかということになるかと思いますが、まず1つ目、実効性のある対策としてどのような行為規制が必要と考えるのかということでございます。ざっとこれまでの結果を踏まえまして、前回もこういうことがどうかということを例示的に幾つかポツで書かせていただいておりますが、整理といたしまして、特にこれはヒアリングなりを踏まえたことになりますが、どういうものが必要かということで、これだけに限らないのかもしれませんが、代表的なものを掲げさせていただいております。

上からいきますと、指定場所での処理がまず重要だと。2番目、データ持ち出しの禁止ということでございます。外に出さない。3番目、仮に例外的に承諾等を受けて出す場合におきましても、単純な形で出さないということで、データの暗号化処理があり得るので

はないかと。4番目、データにつきましても、データの複製・複写の禁止をする必要があると。5番目、事後のということでデータの返還・廃棄なりが要るだろうと。6番目、それを含めた横ぐしの話でございますが、承諾を受けない再委託の禁止。これは市町村側と関係がある意味、途切れてしまいますので、これは規制がきちんとさせる必要があるのではないかということでございます。

次の2つ目の丸でございます。行為規制の対象とすべき者、行為を規制する相手方ということになりますが、これをどうするかという問題でございまして、「委託者等」という形で、契約上のカウンターパートを想定するのかということですが、そうではなくて、実際に「住基情報を扱う者」、こういう形で一括して網をかける、とらえるということにつきましてどう考えるかという論点でございます。

ここの整理、下の枠に書いてございますが、「委託者等」ということになりますと、本来、契約の相手方ということでございますので、契約に基づく義務・責任を追及する、これがまず第1にあるんだろうということでございます。そこから踏み込んで「住基情報を業務として扱う者」を対象にする場合には、契約上の義務、契約とは一歩置いた関係になりますので、これにとどまらず責務にふさわしい、法律に直接基づく措置・規制ということが出てくる、そういう可能性があるのではないかということでございます。

住基情報を扱う者と言いまして、その行為を問いまして、属性は問わないということになりますと、その次のポツでございますが、地方公共団体の職員がみずから処理するケースの場合においても、同様に規制の対象とできると。公務員、民間問わず縛りがかけられる可能性があるということでございます。そういう意味で、住基情報を取り扱う者というものを対象とするということも意味があるのではないかなということでございます。

次の4ページに移りまして、行為規制の対象とすべき者についてどう考えるかということでございます。規制の対象といたしまして、具体の対象者といたしまして、何を想定するのかといろいろ考えられるわけでございます。おのおのの規制の内容にもよるわけでございますが、実際に情報を取り扱う方、ハンドリングする方にそれぞれ規制の効果なりを及ぼす必要があるだろうということでございますので、基本的には末端の、実際に扱うということで従業者を対象とするという考え方でどうだろうかということでございます。ただし、形態はいろいろ考えられるわけでございまして、組織的な行為としての作為、不作為ということもあるわけでございますので、事業者を対象とすることも含めて検討を深める必要があるのではないかということでございます。

また、行為規制の内容によるという上の一類型でございますが、再委託の禁止ということになりますと、これはもう委託を受けている人の話ということになりますので、事業者のみが対象になってくるのかなということでございます。

その次の丸でございますが、従業員を管理する会社の行為そのものに規制をかけていく、 これをどう考えるかということでございまして、これは上の論点のただし書きと同様でご ざいまして、この辺も視野に考えるべきではないかということでございます。

その次、仮に情報が流出した場合、いろいろ規制をかけるにしても、情報を流出する場合というのはどうしても出てくると。その場合にもダブルチェック、水際の歯どめ策ということで、被害の拡大を防ぐ方策、いろいろ技術的にあるのではないかということでございます。

そのやり方といたしまして、技術性の問題でもあるのでございますが、例外的に承諾を得てデータを持ち出す場合が特に情報が出やすくなるわけでございますが、データの暗号化処理が有効ということになるのではないかと。これに対応した形で行為規制に加えるというか、これを課していくことも検討に値するのではないかということでございます。

下のこのページの4番目の丸でございますが、市町村の委託先をISOなど認証取得を している事業者に限定させるような取り扱い、これについてどういうふうに考えるんでしょうかということでございます。

今回、いろいろ言われておりますPマークやISMSの認証取得でございますが、事業者が受けるセキュリティ教育とか意識レベルが、認証取得を得ているということによりまして、一定の水準はあるという見方ができるのではないかということが1点目でございます。

2点目でございますが、いわゆるセキュリティポリシーのガイドラインにおきましては、 こういった認証取得は推奨事項となっているわけでございますが、さらに今の位置づけに とどまらずということになりますが、市町村へ積極的な対応を求めてはどうだろうかとい うことを入れております。

次のページに移っていただきまして、「ただし」ということで、これはヒアリングの中でも出てきたことなんですが、同じ認証を取得していても、実際に事業者間では能力とか対応にかなり差があるということが実際にあるということでございますので、これをほんとうにガイドライン、そういう形できちんとしたものとして取り入れていく場合に当たりまして、しっかりしたものが示せるのかどうかという実際上の課題があるということでござ

います。

その下のポツでございますが、資格を認証している事業者におきまして、実際に情報漏えい、情報リスクがあった場合に、この認証資格のあり方が、認証している団体というのが我々のほうではないということで難しい面はあろうかと思いますが、この資格のあり方についての議論ということも、議論の射程に含めて考えていってもいいのではないかということでございます。

その次のIII番、罰則についてということでございます。今回の事案を踏まえまして、いろいろな罰則も含めて考えていってはいいのではないかということを説明させていただいておりますが、この辺の保護法益をどう考えるのか、住基情報についてほかの情報と取り分けて考えていくことをどう理解するのか。個人情報の流出というのは実際上、実態としては過失による流出ということが多いわけでございますが、この辺につきまして被害の回復困難性ということも踏まえてどういうふうに考えるかということでございまして、また下にいろいろ個別の論点も掲げさせていただいているということでございます。

真ん中に米印がございますが、罰則につきましては、ほんとうにそこまでの対応に踏み込む必要があるのかどうか、これはさらに議論を詳細に深めていく必要があるかと思いますが、これは特に、1つの現在の整理の案ということでお示しさせていただければということで、ちょっとくどいようでございますが、留保をつけさせていただいているということでございます。

まず、住基情報とほかの情報との違いということを枠の中で書いてございます。住基情報、どういう属性があるかということでございます。ほかとの違いということでございますが、2つほど書いてございます。現に実際に流出事案が起こってしまったと、国民にそれは不安感をもたらしまして、社会的にも大きな関心を呼んでいると。そもそもこういう検討の場も、それが原因としてあったということでございます。

住基情報につきましては、住民の居住関係を確認しまして、住民の権利・義務の基礎となる情報を適正に管理、公証するという制度である、その中での情報だということでございますので、こういう今の状況は、国民の信頼を揺るがしかねない状況だということでございます。

2つ目でございますが、住基情報につきましては、住民個人の基礎的な情報を適切な記録管理そのものを目的として管理する、そういう事務の中から出てきているものだということでございまして、適正に遺漏なく管理する必要性が極めて大きいだろうということで

ございます。これはほかとの違いとしても言えるのではないかなということでございまして、ほかの個人情報は個別の行政目的、あるいは営利目的のために収集・管理されていると。そうした目的との関係の中で、適切で実効性のある保護、管理の措置を定めていく、考えていくというアプローチになりますので、住基情報そのものとは事情が異なるという形で区分、整理ができないかということでございます。

その次の2つ目、罰則ということになりますと、保護法益をどういうふうなものとして 考えるかということでございます。この整理になりますと、基本的に上で住基情報とほか の情報との違いということで述べたと思いますが、上に書いてありますような機能を担っ ております住民基本台帳制度に対する国民の信頼性を確保すると、こういうものを保護法 益として罰則なり考えられないかということでございます。

次の6ページでございまして、制度の信頼性を確保するためと。具体的にどういうふうなということで、もうちょっとフレークダウンしてございますが、制度の信頼性を確保するため、住基制度を扱う専門家としての責務にふさわしい行為を規制をかけると。その行為の規制に服さない行為、あるいは不作為に係る行為をちゃんととらなかったということで、故意なり重過失の責任を問うという構成が考えられないかどうかということでございます。

その下、「加えて」ということで、実際の住基情報流出という侵害結果を要件とすると。 これは処罰範囲との関係もありますので、こういうふうな整理が一つ考えられないかなと いうことでございます。

その次の論点でございますが、罰則を対象とするべき行為対応をどのように考えるのか ということでございます。今回の事案なりをかんがみても、どの段階のところで押さえる のかということでございます。

真ん中でございますが、行為規制を前にかけるという考え方がないのかという説明をいたしましたが、これに反しまして、作為を行わず、あるいは禁じられた行為を行ったということで、住基情報が不特定多数のものが認知できる状態、今、一般に流出したということでございますが、そういう状態に至らせた場合に対象とする構成ということに、上から伝ってくるとなるのではないかということでございます。

行為規制の内容でございますが、先ほどご紹介いたしましたが、住基情報の流出に結び つくものの、専門家として善管注意義務のもとに適正に事務を遂行すれば回避できる、そ ういう内容のものを実際の具体の事務処理も想定しつつ整理する必要があるのではないか ということでございます。

4番目、専門家です。業務として行っている方が過失による流出事件を起こした、これについてどう考えるのかということでございまして、上にも示させていただいたように、専門家としてふさわしい行為規制をかけると。その行為規制にのっとらないということに係る行為ないし重過失の責任を問うという構成ではいかがかということでございます。

その次の論点でございますが、故意または過失により流出させた者は、すべて網をかけるという考え方についてはどうだろうかと。この場合、処罰範囲が広過ぎないかということでございまして、認識といたしまして、バランス等を考えましても、故意にとどまらず、過失の場合もすべて対象とすると、これはなかなか難しいのではないかということを書かせていただいております。

次の7ページでございますが、繰り返し申し上げてありますが、そういうことでございますので、専門家としての責務にふさわしい行為規制と。それをもとにいたしまして、それからずれた行為につきまして責任を問うという構成はどうだろうかという整理をしているということでございます。

その次の論点に移りますが、従業員が実際に業務に伴って不法な行為をすると。それに対して事業者への罰則をどう考えるかということでございます。これもそもそも従業員への罰則ということの構成がまず先決問題としてありますが、事業者につきましても、当然、責任を伴う部分があると思いますので、両罰規定として、受託事業者あるいは再委託の場合は再受託事業者ということになりますが、これにつきましても、違反した従業者等と同様の罰則を科すということも模索してはどうだろうかということでございます。

IVとして、その他でございまして、幾つか残りの論点がございます。そもそもの部分でございますが、住基台帳に係る情報、どのような特徴を踏まえて一般の個人情報とは異なる規制を加えるのかということでございます。これは先ほどの罰則のところ、一般情報の違いということで述べたものと同じことを下の枠に入れさせていただいております。

その次の論点でございますが、紙媒体の情報についてということで、基本的にこれは電算処理のデータということを念頭に考えているわけでございますが、どのようなことがデータの内容としては紙媒体である場合についてもあり得るだろうと。その場合についても押さえておく必要がないかということでございます。紙媒体としていろいろ考えてみますと、台帳が紙媒体としてあれば、そのものの不正取得につきましては、窃盗罪とか横領罪とか、内容によりましてそれに該当することが考えられるのではないかと。こういうこと

であれば、既に罰則はあるだろうということが1点でございます。

次の8ページでございますが、窓口事務に従事する者を通じまして、実際に住民票の写しを不正に取得するという事案も考えられるわけでございますが、これにつきましては、今年、さきの通常国会で通していただきました法律改正の中で、不正な写しの交付を受けるものにつきましては罰則も措置済だということがございまして、基本的に紙媒体につきまして、特に対応を考えるということは、ケース等を考えますとかなり例外的になりますので、不要ということでいいのではないかということでございます。

最後、住基情報由来の個人情報についてどう考えるかということでございます。住基情報は一般の個人情報とは違う面もあるのではないかということを言いましたが、住基情報由来の個人情報はそういう範疇の情報があるだろうということで、これについてどう考えるかということでございます。

基本的に住基情報由来ということはあるんですが、一たん個別の行政目的を有する別の個人情報という中で整理、管理されるということになれば、それはそちらの行政目的の関係の中で保護措置、管理措置等を考えていくべきではないかということで、これは一応、区分、遮断して考えるということも成り立たないのかどうかということでございます。

保護法益との関係もございますが、そういうふうな形で区別できないかということでございます。当然、一般的には住基情報に限らないガイドライン等の対象、あるいは個人情報保護条例の対象等にはなるわけなんですが、住基法令に基づく行為規制は住基法の縦の分野ということになりますが、これは行為規制の対象とはできないだろうということでございます。

ただ、「なお」ということで、住基台帳の規制をベースといたしまして、地方公共団体が個人情報保護条例等に基づきまして、横出しで同様の規制という別個の市町村ベースなりでの対応ということはあり得るのかなということでございます。

以上、非常にトライアル的な論点の整理でございますが、このような形でご議論願えないかということでございます。

あと最後に、参考資料という形で、1枚ものの表をつけております。前回、データ形態とか作業形態に応じて、いろいろな場面が考えられると。それに応じて流出防止に必要な措置がいろいろあり得るのではないかと。その辺の頭の整理が要るのではないかということで、何かこういうことが考えられないかというご意見をちょうだいいたしました。試みに横軸に、表頭にデータ形態・媒体、左の表側のほうに作業の形態ということでとった形

で整理をやってみました。作業の形態につきましては庁舎内での作業なのか、そこから外 に出て、外での作業なのか、そこから戻っていく過程についてどうなのかとか、あるいは 委託にとどまるのか再委託なのかという視点があるだろうというご意見もいただきました。

それに基づきまして、情報の流れを落とし込んだ形で整理してみましたというのがこの表でございます。データ形態につきましては、特殊な場合と一般的なオープンシステムの場合、紙媒体ということでございます。

なかなか完全に細かいベースまで落とし切れていなくて、どういうケースが必要なのか、 具体的にさばき切れていないところがございまして、ほとんどの場合、作業形態に応じて 似たような内容なりをやる必要があるのか。もうちょっと個別に落としていった場合には、 いろいろなことが考えられるのかと思うんですが、試みでやった中におきましては、今の 議論のベースとしましては、それほど対応に大きな差はないのかなというふうな結果になっていまして、左側の矢印を右側にも伸ばしているような形に大半はなっているということでございます。これにつきましてはご指摘を踏まえましてつくってみたという段階で、 これでオーダー、ご意見に対応したものかどうか、やや心もとない面もございますが、と りあえず作成させていただきましたということで、参考につけさせていただきました。ご 議論の際にご参照いただければと思います。

以上でございます。

【宇賀座長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

はい。

【藤原委員】 頭からやっていくということでいいんですか、どこからでもいいと。

【宇賀座長】 はい、どこからでもいいです。

【藤原委員】 最初に書いてある市町村側と事業者側の問題点、その後の3ページの実効性のある対策について、このあたりはこれまで生じてきたいろいろな不祥事とか事故で、認識、条文なり規則なり内部の規定等のレベルでは、もう相当行われていると思います。例えば、3ページの行為規制、指定場所での処理から承諾を受けない再委託の禁止等というのは、後で後藤委員から補足していただいても結構ですが、かなり行われていて、特に、例えばバックアップデータだって契約上は大抵返すことを義務づけていますし、なくても必ずお互いに委託先、再委託先とかあるいは市町村の関係でも必ず回収していると思います。そういうことがかなり進んできているような気がいたします。

それで、4ページの暗号化というのは、私もかなり有効な手段ではないかと思います。 匿名化と暗号化というのは有効な手段ではないかと思います。

それから、4ページの下のマーク制度ですけれども、一定の水準は確かに確保できていますけれども、この5ページの2つ目のポツにあることとの関係で、確かに大きな事件を起こした印刷事業者はマーク取得事業者でした。それから、現在、推奨事項だけれども、積極的な対応という場合に、昔、非関税障壁ではないかとアメリカから言われたことがあったかと思いますが、特定のもので、どこまで競争の政策とか経済法制との関係の中でこれを使えという言い方ができるのかということは論点になるのかと思います。ただし、事実上、特定のものしか機能していないという実態があるところがあって難しいかなと思います。

それから、5ページの罰則のところですけれども、住基情報と他の情報の違い、ここに書いてあるとおりであると思うんですけれども、2つ目の米印、他の情報は営利目的ということですけれども、住基も規制はされましたけれども、ダイレクトマーキング等のためにたしか使われることがこれまで一番多かった。それとこれにプラスアルファするとすれば、基本情報というのは、他の情報とのリンクのときの軸になるというお話ではないですか。そういう意味での管理の必要性が非常に高い情報なのかなという感じがします。

それから、6ページですけれども、これは情報の流出という侵害結果といった場合には、 次の丸の中で、「不特定多数の者が認知できる状態に至らせた」ということの関連で、この 侵害結果というのは、権利利益侵害があるという意味ですか。流出させたという、暗号化 とか匿名化されたものをものすごく大量に流出したというときはどうするのか。暗号化、 匿名化を片方で推奨するとするのであれば、流出という侵害結果なのかなという気がしま した。下には認知できる状態と書いてあります。それとの関係かなという。

ちょっと読んでいて教えていただきたいなと思ったのは今のようなところです。

【宇賀座長】 ありがとうございました。

【江畑課長】 すいません、論点の全体の構成、この前、列挙したものにそれぞれ考え 方を整理している関係で、若干、重複とか整理が十分できていないところもありますので、 少しこの論点をどういう考え方でまとめているかといいますと、藤原先生もご指摘があり ましたように、まず、これまで流出事案とかいろいろあったと。これはどうして起こった んだろうということで、現在、いろいろ各市町村がセキュリティポリシーもいろいろな対 策を講じられて、国もいろいろなガイドラインを示していると。 そのとおり全部やっていたら起きなかった事案なのだろうかという、何かそういうガイドラインレベルで、もう少し市町村に対策を講じてもらう必要がある、あるいはもう少し契約のレベルで市町村がきちんと対応をすれば防げた事案だっただろうかという整理があって、ただ、現実にはすべてそういう対応がとられているという現状になかったというところからこういうことが出てきたということであれば、何らかの法令レベルで、ガイドラインに応じて対応をとったということよりもう少し一段担保措置を強めるものとして、何らかの法令レベルの規定なり何なり、対応なり何なりをすることによって、よりセキュリティ対策が強化されるということがあるんだろうかと。その中身は法令レベルですから、そんなに網羅的にできないんだと思いますけれども、どこにターゲットを絞ってやったらいいだろうかという。それでとどまるんだろうかと、その法令レベルで対応策をとったときに、もう一段それを担保しようとするときに、罰則みたいなものが果たして有効なのかどうかというような話がもう1つです。

もう1つは、いろいろ議論していますように、なぜ住基情報だけでそういう対策をしなければいけないなんだろうか、住基情報の特異性は何だろうか。仮にそういう法令レベルできちんとやるなら、ほかの情報にも広げて罰則云々できるようになると、そういう議論も必要ではないか、そういう議論の流れでこの論点を整理しているということでございますので、まず、最初のところはまさに現状のレベルを市町村にお願いして、市町村が現実的にやって、それをきちんとやっていればほんとうに防げた事案なのだろうかということで、実際になかなか難しいということであれば、市町村というよりは、実際に業務を行う相手方も含めて何らかの法令的な対応がいけるのかいけないのかという整理をしてあるということでございますので、若干補足的に。

【宇賀座長】 ほか、いかがでしょうか。

【川田委員】 前回言うべきだったのかもしれませんが、最初のほうの問題点の整理、 あるいは3ページ以下の行為規制のあったことについて、4ページあたりだと従業員と事 業者を少し分けて考えるという視点が出ていると思いますが、むしろもっと全体を通じて、 事業者と従業員はもう少し問題状況の整理にしろ、行為規制にしろ、はっきり分けて整理 したほうがいいんじゃないかという気がしました。そうすると事業者を通じて従業員に情 報流出を防ぐ体制を徹底させることはもう少し標記をされてもいいのかなということです。 若干、地方公共団体の立場からすると間接的なレベルでしかかかわれないということで、 ダイレクトに行為規制をつくってということに話の流れとしてなっているかと思いますが、 特にそれが刑罰なんかにかかわってくるということになると、ある程度、ほかにできることをしっかり検討しておいたほうがいいんではないかと思いまして、例えば、3ページの下のほうでは委託者との関係について、本来、契約に基づく義務責任を追及すべきということを書かれていますが、従業員としても、とりあえずは委託者がそういう責任を負うということを前提として、今度は委託者が課された義務をしっかり履行できるということも含めた労働契約上の義務ないしは責任が事業者と従業員との間に存在していて、何か問題があった場合には、事業者としては契約に基づく責任を負うでしょうが、従業員としては、第一義的には事業者に対して労働契約に基づく何らかの責任を負うという法律関係が契約という枠組みの中で考えていくと基本にあると思いますので、まずはとりあえずそういう枠組みで情報流出を防ぐという仕組みがしっかり機能するようにということを考えて、それでうまくいかないときに補完的なものとして、特に罰則を伴うような行為規制というのが出てくるということになるのではないかと。

あとほかのところでも、わりあいに行為規制の対象のあたりから従業員というのが前面に出てくるような印象で、そのときに極端な話、地方公共団体とか事業者で十分に情報流出を防ぐ体制ができていないときに、一番末端の従業員のところに、もう少し上のところでうまく情報流出を防ぐ体制ができていない、結果として何か従業員が違反をしやすい状況がつくり出されてしまう、その中で違反をした従業員が責任を問われるということになると、ちょっと制度全体として適当ではないのかなという気がしますので、その辺を含めて、特に事業者の行為規範と、従業員との関係では、事業者を通じて情報流出を防ぐ仕組みをここに書かれていることとの関係では、もう少し補強してもいいのかなということです。

【宇賀座長】 ありがとうございました。

【望月企画官】 川田先生に教えていただければと思うんですが、例えばここに委託事業者がいますと、次に再委託を受ける人がいますと、一番困るのは再委託を受けますと、市町村の側から関係が遠くなることがあるというのが我々の認識なんですが、再委託を受ける際に、委託者自身に対するもともとの関与というのは市町村のほうでも契約に基づく部分はあると思うので、再委託する際に、再委託事業者が例えば特定の場所以外のところで、従業員に作業させる場合については、元の市町村にお伺いを立てなさいというふうな契約を再委託契約の中に入れるということは、例えば変な偽装請負みたいな問題とか、そういうことは生じないかどうかというと、何かございますか。

【川田委員】 偽装請負的な問題が発生するというのは、結局、委託元が委託先の従業員に対して直接、厳密に言うと安全衛生関係とか指揮命令を及ぼしていいような場面というのはないわけではないんですが、一般的な業務に関して指揮命令を直接するということが問題なので、再委託先の事業者との関係では、労働法的な問題というのは起きてこない。基本的に言うと、そこのところ、契約でいくと間接的になっちゃいますけれども、例えば、これは労働法の話では全然ないんですが、再委託の際に、再委託先と自治体が直接契約を結ぶようなことにすれば、結局、委託と同じことになるのかなというのをちょっと今考えました。

【藤原委員】 今のに関連して教えてほしいんですけれども、例えば、親会社、子会社 という関係で小さくなったときに、親会社のほうは直接ああしろ、こうしろとデータ処理 について来ている現場の社員に、集中的に親会社から指示を出すということはできるんで すか。

【川田委員】 親会社が……。

【藤原委員】 親子の場合もあるし、派遣の場合もあるし、協力会社の場合もあるし、 ここの業態はいろいろ入り組んでいるんですけれども、どこで指示を出せばいいのか。川 田さんがおっしゃるのは、それぞれのところが事業者として完全な体制をつくれば、従業 者にしわ寄せは来ないだろうというお話ですよね。それが実態としてスムーズにいくのか なという気がしたんですが。よく事故なんかが起こると、先ほどの話でもう二次とか三次 についても、一次請けのところが指示したがることはありますよね。

【望月企画官】 そうですね、補足しますと、市町村にとってみると、あとは全部見ておいてねというのができますので、それは非常に楽なんです。ただ、逆に住民の側から見ると、市町村は離れているように見えてしまいますので、そこは何らかの形でリーチが及んでいる、どこかにいるんだろうなという、論としてあると思っているんですが、その際に契約でどこまでできるかというのはなかなか、我々としてもほんとうはやりたいんですけれども、限界が見えないところがあるものですから。

【藤原委員】 それでやっていいのかということを教えてほしいと。

【稲垣委員】 高度な学問的なことはわかりませんけれども、例えば、多重の下請で、 それを発注者が承諾したような場合を考えてみると、例えば、A市と営業者が基本契約を 締結すると。多重下請の再委託、再々委託の場合はこういう条件でやれということになっ て、手順と条件を決めます。そこで末端の再々委託であろうが再委託であろうが、そこに ついてのコントロールを及ぼしておいて、そこの事業者が例えばどこで作業をするかとか、 それについてもどういう系統で指示をするということを、元の契約形態の中に入れておく ことになると思うんです。例の偽装請負の問題というのは具体的な指示系統がどうかとい う問題だから、そこは別だと思うんです。直接来ている人にやるのか会社にやるのかとい う問題ですから。そこでそういうふうになってコントロールされると思います。ですから、 契約の際には、つまり委託契約の際にはこういうことを決めろという内容でやっているだ ろうと思います。

それからあと、システム開発の実務の場合はA社が契約を受けます。そこに承諾を受けて甲という――再委託か再々委託かそこのアルバイターか知りませんけれども――人たちが入ってくると。そのサイトの中に、A市の中で作業している場合に、当然、A市と営業者との間のいろいろな仕様の打ち合わせとか作業があります。その場合にはA市が直接に再委託先の担当者がそういう役職にいたとしても、再委託、再々委託を承諾していても、指示はA市が営業者にするという形態になっていると思うんです。というのは元請がきちんと品質管理をしなければならないので、そういうふうに進んでいっていると思うんです。

【今井委員】 ご質問の趣旨は、そういう場合ですと再委託ということに実質的にならなくて、一本の契約だから、リーチが及んでいるということだと思うんですけれども、そうでない場合です。個別に投げちゃっているときに、実害レベルで言うんではなくて、契約レベルで及ぶかというとそれは及ばない。

【稲垣委員】 承諾がない場合。

【今井委員】 ええ。承諾あるいは指示を出していたとしても、下に投げるときに、どうかしてねと言っていることがあったとしても、それは第三者のために一方的に言っているだけであって、下のほうに流れていったときに拘束力がないわけですから、一個一個契約が切れていた場合には、最初のご質問のように、流す川上から川下に対する契約上の統率あるいは拘束力が及んでいないというべきではないでしょうかね。

【稲垣委員】 営業者がA、B、C、Dと、A-B、A-C、A-Dとやっていないという意味ですよね。それはそのとおりですよね。

【今井委員】 ええ。

【稲垣委員】 だから、Aが直接に及ぼすことはもちろんできないですね。A-B、A-B、B-Cとこういうふうになってきますね。

【望月企画官】 そうすると、逆に反対にA-B、A-C、A-A、A-C、A-Dで

すか、それぞれ再委託もしくは再々委託する際の契約の条項として、もともとのAにある場合についてはお伺いを立てろという……。

【稲垣委員】 それはやっているでしょう。

【望月企画官】 それはもう大丈夫だろうし、現にやっているんだということですね。

【稲垣委員】 具体的には、一応、A市がB、Cの契約をすることを承諾しますと。それから、Dがそのサイトに入ってくるときに、A市の施設管理に従えとか、Aに名前を届けるとかスペックは守れとか、そういう話ですよね。

【望月企画官】 はい。

【稲垣委員】 それについてC、D契約とA、Dの間の取り決めをするということになりますよね。A、Dがある場合とない場合とありますが、いずれにしても支配は及んでいくと。

【江畑課長】 承諾はします。承諾した相手方とAとは直接契約関係には、契約を新たに結ばない限りないですね。

【稲垣委員】 ないですよね。

【江畑課長】 だから、その再委託先に対して、例えば指定した場所で作業してください、コピーしてはいけませんよということに対して、Aのほうからその契約を守っているとか守っていないとかということを履行させるなり、その義務をきちんとさせるなりということは、直接的にはできないと。

【稲垣委員】 そうですね、給付義務の内容としては、そこまで言えないと。

【江畑課長】 それが必要であれば、承諾の際に改めて承諾した相手方と市のほうと再 委託先と何らかの契約を新たに結ばないとそういう関係にはならないと。

【稲垣委員】 それはコントロールの形だと思います。それも望ましいかもしれないけれども、A-B、A-A、A-B、B-C、C-Dと行きますよね。それでDが承諾してわかっているから、Dのところに来ると。ところが、 μ し、 μ とですけれども、その場合に、 μ とがる通じて、 μ とがる通じて、 μ とがってきたと。その場にはそういう形ですけれども、これは実態としては一体として組織しているわけですから、その流れを通じてコントロールするということになりますよね。

【江畑課長】 逆に例えば義務違反で損害が生じましたと。損害賠償請求は委託した先にはできるけれども、再委託したところには直接は委託した側はできないという関係ですか。

【稲垣委員】 契約行為ではそうです。

【江畑課長】 不法行為か何かでできるかどうかは別にしてと。

【稲垣委員】 現実性はないでしょうね、再々委託先。A市がA市に対して賠償義務の 請求をして、それができない場合に、実効性がない場合にDに請求しても下流だから。

【今井委員】 ですから、懸念されているところはよくわかりまして、再委託、再々委託と契約があっても、実質的には履行補助者を付加しているようなものだという認定ができれば、川上から一本の指揮体系で契約を認定できる場合があるはずで、その場合には、実効性がどうかはともかく知りませんが、川下の人にまで契約上の責任追及はできるだろうと思います。ですから、そういった話が先ほど来の労働法上の契約のとらえ方と、損害賠償等の民事法上のとらえ方は違っているはずだろうと思います。

【川田委員】 多分、労働法との違いというのは、偽装請負とかいうときの労働関係法 規の適用の場合には、必ずしも契約の形態だけではなくて実質を見るというか、運用実態 を見るというところが多分違うので、契約関係そのもののとらえ方は変わらないのではな いかという気がするんです。

【今井委員】 ですから、労務の提供に係る契約と結果に係る契約とは違うということですね。

【川田委員】 だから、事業者間同士の契約については、多分、普通の業務委託契約なり、労働者派遣契約でもそうですけれども、そこはあまり労働法が守備範囲としていないこともありますけれども、そこはあえて特別に考えなくてもいいのかなという気がするんですが。

【宇賀座長】 どうぞ。

【稲垣委員】 ちょっと話を別の点に移してしまって申しわけないんですが、この論点の整理についてなんですが、大変によくできた整理だと思います。だから、基本的な論点の整理としてはこういう流れでやっていかれたらいいのではないかと思います。一番後ろにつけられた整理表ですけれども、やってみたら、なるほど同様だったという結論だったということですが、この表は非常によくできていて、これをさらに具体化できるものはしていくということになろうかと思います。この発想自体は非常にいいのではないかと。というのは、具体的にコントロールすべき対象行為をどこに求めるのかと。つまり行為規制をやる場合にどういう形態でやるか、それからサンクションをどうするかという話をしているので、そのときにやるべきことを具体化しないといけないんですが、こういう形で情

報の流れに従ったものをつくっていくという作業がないと、具体性がないんではないかと いうことなので、この作業は今後も続けていただけたらと思います。

それから、保護法益については以前議論があって、一応、ここでは後ろになっています。 あまり大上段の議論をしないという意味では、後ろに書いてある、人的適用範囲をどうするかの各論の中で議論されているので、ここも一工夫かなとは思いますが、これはこれまでの流れからすると冒頭か後ろかというところもあろうかと思うので、また内容的にも制度の信頼性なのか、一応、下級審とはいえ、住基ネットの関係で自己情報コントロール権に論じ及んでいる下級審判決もありますので、その辺を住基法のほうでどの辺まで入れるのかという、あまり議論を広げてはいけないかと思うけれども、その辺は少し考える、研究会の意見としてあってもいいのではないか、検討はしなければいけないのではないかと思います。両先生おられるので大変恐縮ですが、きっと出るだろうなと思うんです。

それからもう1つは、いろいろな論点がありますけれども、論点の抽出自体はいいと思うんですけれども、私も川田先生と同じで、私はいろいろな問題はあるけれども、一番焦点になるのは持ち出し禁止のところをどうするかという問題だと思うんです。サイトから外へ出す行為についてどうするかというところがトピックじゃないかと思うわけです。そのときに、今後の論点ですけれども、これを議論することでいろいろな議論をされたことが、ほかでの議論のモデルになるんじゃないかと思うので、どんな議論をしたらいいかということで、枠組みだけでもご検討いただけたらと思うんです。

そのときに私が思うのは、川田先生と同じで、行為規制、罰則となると、実行者と管理者の統制をどうして、責任をどうするかという議論になると思うんですけれども、考えなければいけないのはいろいろな管理基準とか実行のマニュアルとか、そういうものは既に相当数ありますので、これをどう実施させて、運用させるかという観点からこの論点の結論を出していくべきではないかと思うんです。

そのときに大事なことは、川田先生がおっしゃるように、管理者の運用をどう確保するか、管理行為の運用をどう確保するか、責任をどうとらせるかということだと思うんです。例えば、行為規制だと原則は禁止、承諾をして許諾というふうになると思うので、その場合には、承諾の手順とか要件を相当慎重に検討するということを一言入れるべきではないか。具体的には、3ページのIIの真ん中の箱の②のところですが、「データの持ち出しの禁止(承諾を受けて)」とありますが、ここで括弧の後ろに、承諾の手順、要件については具体的に検討を行うとかそんな感じでしょうか、あとはガイドライン化するとか、もうちょ

っと言わせていただきますと、宇治市の事件をはじめ、いろいろな事件は全部管理者の承諾手順が定められていたにもかかわらず、承諾を受けない、あるいは承諾を宇治市はしていないんですか、再委託は承諾していますけれども、持ち出しについては、上は承諾はしていない。警察の漏えいなんかは承諾手順があった、抽出的な承諾はしていたでしょうと。

実務的にも上司の承諾というのが非常に安易に行われているんです。そこで組織が、例えば情報の漏えいとシステム開発の期限を間に合わせることのどっちを優先させるのと問われたときに、仕事優先でやるから当然、セキュリティは承諾という形で捨てられると。そのときにそれはそれでいいのかもしれないけれども、本来のポリシーと違いが出てきます。組織全体のポリシーとの違いが出てくると。そこで中間許諾者の許諾の要件をほんとうにポリシーを定めたときのようなリスクアセスメント手順をきちんと決めて、CIOとか上級責任者が自分でそのリスクを引き受けるという具体的な認知のプロセスとかリスクアセスメントのプロセスをガイドライン化して落としていくと。それをとらなかったら、責任者は強烈な罰則を受ける、責任を問われるというふうにして運用を確保していくという方策があってもいいのではないかと。実行者にあまりきつい責任を問うというのは、自治体の職員の実務からすると、ちょっと行き過ぎのような気がしているんです。

あと民間の委託者については、自治体と同じ専門性を持った行為者として、同じように 考えていくという考え方は、私は賛成です。藤原先生に教えていただきたいんですが、国 の個人情報保護法の取り扱いのときに、外部委託者についても、職員の責任と同じレベル で、同じ責任を負わせていたと思うんですけれども。

【藤原委員】 行政機関個人情報保護法。

【稲垣委員】 あの考え方と同じように考えてもいいのかどうかわかりませんけれども、 その辺はどうなんでしょうか。

【藤原委員】 罰則の議論をするときにあれが使えるという議論はよくしますよね。あれをモデルにしようと。

【江畑課長】 再委託まで及ばないという。

【藤原委員】 そうですよね。条例の中には先生ご存じのように、それを及ぼしているのがあるという話です。ただ、話を戻しますけれども、今の責任者と管理者の話ですけれども、そうすると一番単純な今まで起こった、こういう大量の流出の権利利益侵害があったとして、外からそそのかされたり、あるいはその人が故意でやったというときに、今の先生のお考えでは、管理者も何でこんなやつを雇っていたんだということを言われるとい

うことですか。

【稲垣委員】 例えば、適切な労働管理の責任は問われるでしょうね。つまりそんなそそのかされるようなやつを、例えば非常に重要なシステムだったら、それに触る事業者なり職員の人事的な監督は必要だから、その内容は適切な管理監督をしていたかどうかということはあると思うんです。いきなり雇っていたからいかんというふうにはならないと。

【藤原委員】 僕はそこは実行者だと思っていたので。

【今井委員】 今のことに関連してなんですが、先ほどの稲垣委員のご指摘、整理で非常に明快だと思うのですが、確認のために申し上げますと、稲垣委員の重点はこの資料3のほうでいいますと、IIの行為規制、実効性のある対策についてのところかなと思います。事前に情報漏えいを防止するようなシステムの構築ということであって、そのために広い意味で言うと経営者、管理者としてどういうことをとるべきかという問題であって、他方、一たん病理的に情報が漏れてしまった場合の話が、この資料3のIIIの罰則、あるいは広い意味での種々の制裁の問題だろうと思いますが、このIIとIIIの柱は実際にリンクしますけれども、分けて考えるべきで、そうでないと今の藤原委員のご質問のように、そういった者を雇った場合の責任という意味で罰則まで飛んでしまいます。ですから、まず行為規制としてはおかしなことがないようにきちんとやっていたかどうか、こちらが大体労働法の話であり、それに関する契約上の問題だと思いますが、一たん生じてしまった場合の責任のとらせ方、回収ができなかった場合の契約上の責任から罰則についてというのはⅢ番ですから、IIとIIIは分けないといけないだろうと思います。

Ⅲについていいますと、またⅡと違ったもう一つ詳細な議論が必要でして、保護法益の あたりもこれから追って議論だろうと思うのですけれども、もしも共通の理解ができれば、 そのようにⅡとⅢを分けて議論されたほうが混乱が生じないのではないかと思います。

【稲垣委員】 そうですね。

【後藤委員】 3点ほど現場の立場で論点の整理について発言をさせていただきます。 まず1点目なんですが、これは今回の検討する範囲というところにもかかわる部分なん ですが、電算処理の委託の概念の整理を改めてもう一度しておきたいなと思ったりしてお ります。もちろん中心になる部分は、今回のまさにきっかけになった事件のような事例だ ろうと思うんですが、電算処理の委託といった場合に、例えば多くの市町村ですと、実態 的にシステムの操作、例えばオペレーションも委託をしていることがかなり多いです。例 えば、このオペレーションの業務の委託をするということは、ここで言うところの電算処 理の委託というところに当てはまるのかどうかです。あるいはもっと極端なことを言いますと、システムの機器を保守している作業を、機器の保守委託という形で行いますけれども、そこでも極端な場合には、ディスク装置の中に入っているデータを触ることはあり得るわけです。そういう意味でいいますと、そこの部分も規制の対象に入れるのかどうかということは整理をしておく必要がある。

そういう意味で、これは加藤理事官のほうでつくっていただいた整理表は、先ほど稲垣 先生もおっしゃいましたけれども、これもうまく活用しながら、どこまでどういう事例の ものが入って、どういう形で位置づけをして整理をするのかということの議論の検討、整 理を一たんしておく必要があるのかなということを感じました。

それから2点目でございます。先ほど藤原先生がおっしゃった資料3ページ目のところ、 実効性のある対策についてというところで、例えば指定場所での処理ですとか持ち出しの 禁止、このあたりは少なくとも形式的には多くの自治体では契約の中で規制をしていると いうことが実際にはできていると思います。

ただ、現場のサイドでは、むしろそのあたりの具体的な作業を委託先の従事者に対して、 市町村からどういう形で、個別部隊に指示はうるさくなってできないわけです。偽装請負 の形になっちゃうから、これはできないということになりますと、委託契約の際に受託者 に対して、その辺のハウツーのところをどこまできちんと整理ができるのかということの 関連が出てまいります。そういう意味でいいますと、この論点整理の1ページ目の市町村 側の問題にもなるんですが、具体的なセキュリティポリシーですとか、マニュアルといっ たレベルのものをどういう形でつくっていくのか。これは先ほども稲垣先生がおっしゃい ましたけれども、このあたりについては、あまり個別の自治体ごとに違う内容にもならな いと思いますので、むしろ標準例的なものをつくって示していくことは非常に実効性のあ る対策の1つになるのかなと感じているところでございます。このあたりは実務レベルの 人間を集めてのまた別の検討なりがあってもいいのかなと感じました。

それから3点目、7ページのその他のところで、今回の住民基本台帳にかかわる情報を とらえての位置づけの話でございます。これも住民基本台帳にかかわる情報の重要性とい うことで、この住民基本台帳法の中で一定の規定整備をしていくということは大変重要な ことであろうかと思います。

その上で、あえて8ページのところに書かれております住基情報由来の個人情報、これは1回目のときに、私もご指摘させていただいたことの問題でもあるんですが、これは自

治体側にとってみれば、住民基本台帳の情報と同じように、ほかの分野の個人情報もとても大事な部分でございますので、そのあたりのことについて、敷衍できるようなものがあれば、そういう形で対応をとるべきであろうかというふうにも思いますし、そういう意味で、何らかの方向性なり言及を、ぜひこの研究会としても付言をしていただけるとありがたいかなと思っております。

以上でございます。

【宇賀座長】 ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

私も、3ページのところの一番最後の丸のところにある「行為規制の対象とすべき者を『委託者等』ではなく、『住基情報を扱う者』として一括で捉える」という方向に賛成です。 1つは今、まさに後藤委員言われたように、委託という概念自身がどこまで含まれるのかという外延が必ずしも明確でないので、委託者という形でとらえた場合、外延の不明確さから問題が生じるという、それを住基情報を扱う者という形で一括でとらえれば、そこは解決できるということがありますし、それから、再委託とか再々委託、こうしたものも含まれると。たしか今年、統計法が全部改正されましたけれども、河井さん、統計法では、再委託も含めて。

【河井行政体制整備室長】 委託に係る業務に従事する者という言い方をしていますから、ですから、再委託もその先も含めて全部入ると。

【宇賀座長】 全部含めてというわけですよね。それなんかも参考になるかと思いますし、それから、実態としては少ないということですけれども、最初のときに提起させていただいた派遣です。こうしたものも全部対象に含まれるということで、「委託者等」というとらえ方よりは、「住基情報を扱う者」という形で一括してとらえて、行為規制の対象にする方向がいいんじゃないかなと思っています。

ほか、よろしいでしょうか。

【江畑課長】 あと1点、先ほど稲垣委員のお話の中で、データ持ち出し、承諾云々というお話がありましたけれども、この論点整理したときの前提としては、基本的にはデータ持ち出しはさせない、承諾を受けてというのは、庁舎のまさに事業管理室などで作業をするのが原則だけれども、それ以外の場所でしかスペースが確保できない場合には、そこを指定場所として作業をする。そこの場所に持っていく場合だけを想定していまして、その作業をする際に委託、受託業者の従業員が承諾を受けてどこかで処理をするとか、そういうことは基本的に禁止する、そういう前提で整理をするほうがセキュリティ上、きちん

と確保できるんではないかという前提で整理をしているという補足でございます。

【稲垣委員】 稲垣もそういう理解です。その上で承諾をする場合にはということです。

【後藤委員】 その点に関してなんですが、今まで市町村も含めて自庁内で住民基本台帳の情報処理をすることがほとんどであったわけですが、大きな流れでいいますと、これは総務省さんも進めておられる、例えば共同アウトソーシングとか、そういうことの話もあります。その共同アウトソーシングの場合のデータのあり場所は外部の持ち出しなのかどうかということの問題もありますけれども、少なくとも自治体の場所から出ていくということはあり得ますので、その辺を念頭にぜひ置いていただけるとありがたいかなと。

【江畑課長】 それを想定しているという前提です。例えば今回、愛南町なんかで起きたように、SEで自宅で処理する、承諾してもそういうことは基本的にあり得ないという考え方をしております。

【後藤委員】 わかりました。

【稲垣委員】 定めた場所ということですね。

【宇賀座長】 三鷹市の場合は外部に個人情報を持ち出すときに、持ち出す過程、例えば運搬過程とかそういうところまでチェックしていたんじゃなかったでしたか。

【後藤委員】 基本的には移送等にも立ち会ったりすることがほとんどでございます。

【宇賀座長】 そうですね。ほか、いかがでしょうか。

それでは、終了の時間が近づいてまいりましたので、そろそろ本日のまとめに入りたいと思います。これまで3回にわたり検討会を開催してまいりました。特に本日は、論点をどう整理していくか、基本的な方向性をどうするかご議論いただきました。論点は非常に多岐にわたりますし、さまざまなご意見をいただきました。本日のご意見を受けて、直ちに論点を集約して取りまとめの作業に取りかかるのはなかなか難しいかと思いますので、恐縮ですが、開催回数を1回増加させていただいて、第4回において論点整理についての2回目の議論及び取りまとめの骨子についての議論を行ってはどうかと考えます。これに伴いまして、第5回及び第6回については時期を調整することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと1回増えてしまいますけれども、それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

最後に、事務局のほうから、以上を踏まえた日程のお話と連絡事項についてお願いしま す。

【江畑課長】 次回の検討会は10月上旬に行うということで、委員の先生方の日程を

お聞きいたしましたところ、今のところ10月5日の午前中で、きょうご欠席の上川内委員を除きまして、6名の先生が出席できるということでございますので、まず10月5日の午前中に次の検討会を行いたいと思っております。

それから、1回増えましたので、これはもう1回、次回改めて日程等は確認させていただきたいと思いますが、10月29日の午後、できれば10月に2回、上旬と下旬に検討会の日程を入れさせていただきたいと思いますので、いかがでございましょうか。

【稲垣委員】 午後というと時刻は。

【江畑課長】 稲垣先生は29日はご都合が悪いという印になっていますが。

【稲垣委員】 どうぞ、すいません。

【江畑課長】 よろしゅうございますか。

【稲垣委員】 事務所のほうで把握しているようなので、すいませんが。

【江畑課長】 そうですか。

【稲垣委員】 私の手帳は今、白いんだけど。

【江畑課長】 時間帯はまた後ほどしていただきまして、一応、ほかの先生方は、特に午後でこの時間がご都合がいいとか悪いとかというご指定はございませんので、また29日は時間は調整させていただきたいと思っています。

それでは、次回は10月5日の午前中ということで、きょうのご意見を踏まえまして、 もう少し論点について中身を整理して、また提出させていただきたいと思っています。

また、本日の議論につきましては、会議録を皆様方にチェックをいただいて、公表する ことになりますので、会議録の素案を送付させていただきたいと思っておりますので、よ ろしくお願いします。

【宇賀座長】 それでは、これで第3回住民基地台帳に係る電算処理の委託等に関する 検討会を終わります。

お忙しい中、どうもありがとうございました。